

26年産についても、消費者へより一層の信頼向上と町内産米の安全性の確保のため、引き続き「全量全袋検査」を実施しますので、農家の皆さんにはお手数をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

☎ 024-521-7360
◎福島県農林水産部水田畑作課

☎ 62-31113
◎福島県中農林事務所田村農業普及所

☎ 72-6935
◎農林振興課

☎ 82-6172
◎たむら農業協同組合本店

農地を転用するときは農地法の許可が必要です

農地を転用する場合には農地法の許可が必要です。許可を受けないで農地転用を行う、いわゆる「無断転用」は農地法違反となり、厳しい罰則がありますので注意しましょう。

◆農地転用とは

農地を住宅などの建物敷地、資材置場、駐車場、山林など、農地以外の用地に転換することです。

なお一時的に資材置場などに利用する場合も転用になります。

◆農地転用をするには

農地を転用するには町農業委員会の承認、県知事の許可が必要となります。

農地転用などの各種申請は毎月月末までに提出されたものが、翌月の農業委員会で審議されます。

ただし、自己所有農地に2アール未満の農業用施設を建てる場合には、農業委員会への届け出のみで許可は要しないこととなっています。まずは農業委員会事務局にご相談ください。

◆無断転用した場合は

許可なく農地を転用した場合には、工事の中止や現状回復などの命令がされるほか、場合によっては、3年以下の懲役または300万円以下の罰金が課せられることがあります。

農地を転用する場合には、事前に農業委員会事務局に相談し申請書を提出するなどの手続きを行ってください。

農業委員会活動を円滑に進めるため、農地の所在する行政区ごとに担当農業委員を配置しています。連絡先などは農業委員会事務局までお問い合わせください。

☎ 72-6935
◎農業委員会事務局(農林振興課内)

秋の全国交通安全運動が実施されます

子供と高齢者の交通事故防止

平成26年秋の全国交通安全運動が9月21日から30日までの10日間の日程で実施されます。

少子化が進む中、次代を担う子供たちのかけがえない命を、社会全体で交通事故から守ることは重要な

ことです。

幼稚園や保育園、学校などの周辺では、十分に速度を落として安全運転を心掛けましょう。

夕暮れ時や夜間は重大事故につながるおそれのある交通事故が多発します。歩行中や自転車乗用中の子供や高齢者を見掛けたら、減速や一時停止など「思いやりのある運転」をしましょう。

秋の全国交通安全運動では、交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付け、交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。

子供と高齢者を守るため、交通安全にご協力願います。

10月1日から
時報が変わります

町では10月1日から、小野町出身の作詞家・丘灯至夫先生が作詞された曲を正午・午後5時・午後9時の時報として放送します。

これは、丘先生の曲を後世に残すとともに多くの町民の皆さんに親しんでもらうためのものです。放送する曲は、次のとおりです。

- 〈午前6時〉小野町町民の歌(曲調が変わります)
- 〈正午〉高原列車は行く
- 〈午後5時〉高校三年生
- 〈午後9時〉山の口ザリア